

令和5年11月 蕪崎市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和5年11月24日(金) 13:30~14:30

2. 開催場所 蕪崎市役所 4階 大会議室

3. 出席委員(17名)

農業委員

1番 柳本 進
2番 仲田 孟
3番 伊藤 光(欠席)
4番 (欠番)
5番 横森 武千代
6番 志村 保則
7番 伴野 正明
8番 比志 秀樹
9番 樽林 信昭
10番 山本 弘行
11番 深澤 博文
12番 鶴田 好仁
13番 駒井 恵二
14番 山本 昌巳
15番 秋山 武仁
16番 矢崎 芳章
17番 飯野 直人
18番 浅川 節子
19番 堀川 喜美雄

農地利用最適化推進委員

20番 雨宮 一夫
21番 曾雌 源興
22番 猪股 昇
23番 猪股 和宏
24番 金丸 光太郎(欠席)
25番 今福 重幸
26番 小泉 尚志
27番 内藤 幹雄(欠席)
28番 小澤 仁
29番 功刀 良人
30番 中込 秀樹
31番 小野 賢治
32番 井上 清
33番 志村 圭一(欠席)

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号	農地法第3条の規定による申請の承認について	6件
議案第2号	農地法第4条の規定による申請の承認について	1件
議案第3号	農地法第5条の規定による申請の承認について	6件
議案第4号	非農地証明における申請の承認について	1件
議案第5号	経営基盤強化促進法第18条の規定による 農地中間管理権の取得の承認について	5件
報告第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について	4件
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による届出について	3件

5. 農業委員会事務局職員

事務局長：結城 正剛

事務局次長：早川 洋

書記：小屋 了・志村 奈美

6. 会議の概要

<事務局長>

ただ今から令和5年11月 葦崎市農業委員会を開会いたします。はじめに、柳本会長よりあいさつをお願いいたします。

<会長>

(会長あいさつ)

<事務局長>

それでは、葦崎市農業委員会会議規則第5条により、本日の議案審議については、会長が議長をつとめます。それでは、議事の進行をお願いいたします。

<議長>

本日、出席委員は農業委員19名中18名で、定足数に達しております。

次に、会議規則第16条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、12番 鶴田 好仁 委員、13番 駒井 恵二 委員 をお願いいたします。

また、会議書記には、事務局職員 小屋氏 と 志村氏 を指名いたします。

それでは、概要説明と会務報告を事務局よりお願いいたします。

<事務局>

それでは概要説明から入らせていただきます。

議案第1号	農地法第3条の規定による申請の承認について	6件	6,746.71 m ²
議案第2号	農地法第4条の規定による申請の承認について	1件	383 m ²
議案第3号	農地法第5条の規定による申請の承認について	6件	3,601 m ²
議案第4号	非農地証明における申請の承認について	1件	671 m ²
議案第5号	経営基盤強化促進法第18条の規定による 農地中間管理権の取得の承認について	5件	14,399 m ²
報告第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について	4件	30,977.48 m ²
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による届出について	3件	2,905 m ²
合計		26件	59,683.19 m ²

となります。

次に、会務報告ですが、

11月7日、山梨県農業会議常設審議委員会に柳本会長及び事務局 小屋が出席しました。

11月9日、さくら市農業委員会視察・意見交換会に、農業委員7名、最適化推進委員3名が出席いたしました。

11月16日、山梨県農業委員会・農地利用最適化推進委員農政推進大会に、農業委員12名、最適化推進委員7名・事務局小屋・志村が出席いたしました。

<議長>

ただ今の報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

<議長>

以上で概要説明と会務報告を終わります。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による申請の承認について」を、議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、議案集の1ページをご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、所有権の移転に関するものが6件であります。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡張のための所有権移転の申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡張のための所有権移転の申請であります。

申請番号3番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡張のための所有権移転の申請であります。

申請番号4番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡張のための所有権移転の申請であります。

申請番号5番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）宅地続き所有権移転の申請であります。

申請番号6番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）譲渡人の希望による所有権移転の申請であります。

<事務局>

各案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

<議長>

これより、質疑に入ります。

<委員>

議案集の中の経営面積の部分は、現状の面積であり、今回の申請が通った場合はこれにプラスされるという認識でよろしかったでしょうか。

<事務局>

お見込のとおりです。

<委員>

そうすると、申請番号2番の譲受人はすでに8町歩の農地を所有しており、今回の申請でプラス4反歩になります。また、本日の案件の合意解約では、1反2畝自分のところへ戻ってくるという内容になっています。農地を拡大するためには従業員もそれに伴い増やさなければならないと思いますが、農業生産法人では経営規模を拡大したいが働き手がないから拡大できないという話が多い中、8町歩の面積を耕作放棄地にせずきちんと管理できるのか心配です。所有者の経営状況など、事務局で適正として判断した状況を説明願います。

<事務局>

今回取得する農地のまわりを既已取得しており、荒れている農地を重機を用いて耕し野菜を作るという話を聞いております。今回の合意解約も、相手は申請者の親族が経営している法人であり、収穫した野菜等を出荷するまでの保管場所として農業用倉庫を建設するという内容で解約するものであり、計画的に営農をするということで話を聞いております。

<議長>

その他に質疑がありますか？

(質問・意見なし)

<議長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号、申請番号1番から6番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議長>

賛成多数ですので、議案第1号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を進達いたします。

次に議案第2号「農地法第4条の規定による申請の承認について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、議案集の3ページをご覧ください。今月の農地法第4条の規定による許可申請は、1件となっております。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は藤井町南下條水無、事業用地のための申請であります。

<議長>

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いいたします。

申請番号1番：志村（保）委員（金丸委員欠席のため）
（各委員より現地調査に基づく説明）

<議 長>

各委員の報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

（意見・質問なし）

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号、1番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

<議 長>

賛成多数ですので、議案第2号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を進達いたします。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による申請の承認について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

議案集の4ページをご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は、所有権の移転に関するものが2件、貸借権の設定に関するものが4件となっております。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は下祖母石勝岡、駐車場設置のための申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は穂坂町宮久保南原、駐車場設置のための申請であります。

申請番号3番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は藤井町南下條水無、資材置場建設のための申請であります。

申請番号4番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は藤井町北下條三宮地、資材置場建設のための申請であります。

申請番号5番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は中田町小田川屋敷添、車両置場及び展示場設置のための申請であります。

申請番号6番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は旭町上條北割宮下、個人住宅建築のための申請であります。

<議 長>

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いいたします。

申請番号1番：仲田委員

申請番号2番：猪股（和）委員
申請番号3番：志村（保）委員（金丸委員欠席のため）
申請番号4番：志村（保）委員
申請番号5番：今福委員
申請番号6番：小野委員
（各委員より現地調査に基づく説明）

<議 長>

各委員の報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

（質問、意見なし）

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号、1番から6番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

<議 長>

賛成多数ですので、議案第3号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を進達いたします。

次に、議案第4号「非農地証明における申請の承認について」を、議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

<事務局>

それでは、議案集6ページをご覧ください。

申請番号1（土地の所在・所有者・申請人についての説明）旭町上條北割久保屋、非農地証明のための申請であります。

<議 長>

これより、質疑に入ります。

（意見・質問なし）

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第4号、1番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

<議 長>

賛成多数ですので、議案第4号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を進達いたします。

次に、議案第5号「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地中間管理権の取得の承認について」を議題とします。事務局より説明をお願いいたします。

<事務局>

議案集の7ページをご覧ください。今月の農地中間管理権の取得の承認については5件となっております。

申請番号1番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：ぶどう、期間：10年、新規設定です。

申請番号2番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）使用貸借権、作物：ぶどう、期間：15年、新規設定です。

申請番号3番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：桃、期間：20年、新規設定です。

申請番号4番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：桃、期間：10年、新規設定です。

申請番号5番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）使用貸借権、作物：水稲、期間：5年、新規設定です。

<議長>

事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

（質問、意見なし）

<議長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第5号、「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地中間管理権の取得の承認について」原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

<議長>

賛成多数ですので、議案第5号について原案のとおり承認いたします。

次に、報告案件について、事務局より説明をお願いいたします。

<事務局>

今月の報告案件、第1号・第2号についてご説明いたします。相続等による所有権移転が4件、農地法第18条による通知が3件です。議案集の10ページをご覧ください。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は穂坂町宮久保上ノ原他、相続による所有権移転の申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は穂坂町宮久保上ノ原他、相続による所有権移転の申請であります。

申請番号3番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は穂坂町三ツ澤小前下割他、相続による所有権移転の申請であります。

申請番号4番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は大草町下條中割清水他、法人合併による所有者名変更の申請であります。

次に、報告案件第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」説明いたします。

申請番号1番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）申請地は穂坂町宮久保神ノ木、合意解約の申請であります。

申請番号2番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）申請地は穂坂町三ツ澤中嶋、合意解約の申請であります。

申請番号3番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）申請地は藤井町駒井砂宮神、合意解約の申請であります。

<議長>

報告案件について、事務局の説明が終わりました。報告案件ですので質疑等は省略いたします。

以上で、本日の審議事項は終了いたしました。進行を事務局に返します。

<事務局>

（その他の件について、事務局より説明）

質疑等ございますか？

（質疑なし）

<事務局長>

浅川職務代理より閉会のあいさつをお願いいたします。

<職務代理>

（閉会あいさつ）

<事務局長>

以上をもちまして、令和5年11月農業委員会を閉会いたします。

【議事に参与した者の職、氏名】

○書記：小屋 了

○書記：志村 奈美